

飯塚市火入れに関する条例の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

令和8年3月26日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市条例第16号

飯塚市火入れに関する条例の一部を改正する条例

飯塚市火入れに関する条例(平成18年飯塚市条例第182号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても強風注意報、<u>暴風警報、暴風特別警報若しくは乾燥注意報</u>が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは火災に関する警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合又は強風注意報、<u>暴風警報、暴風特別警報若しくは乾燥注意報</u>が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは火災に関する警報が発令された場合には、速やかに消火しなければならない。</p>	<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても強風注意報、<u>異常乾燥注意報又は火災警報</u>が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、<u>異常乾燥注意報若しくは火災警報</u>が発令されたときは、速やかに消火しなければならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。